

陳情第6号

流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める
陳情書

(陳情趣旨)

2024年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「困難女性支援法」とする。)が施行された。本法律は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(以下「困難な問題を抱える女性」とする。)の福祉の増進及び支援のための施策を実施し、困難な問題を抱える女性たちの人権が尊重され、安心して、自立した暮らしが送れるようにするために必要な施策を講じるよう国及び地方公共団体に求める法律である。

本法律は、地方自治体に対して、主に以下の11点の実施を求めている。

- (1) 地方公共団体相互間の協力及び関連機関の緊密な連携(困難女性支援法第六条)
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する市町村基本計画作成に努めること(同法八条三項)
- (3) 市町村において女性相談支援員を置くよう努めること(同法第十一条二項)
- (4) 困難を抱える女性の自立支援について、都道府県より委託を受け実施すること(同法第十二条二項)
- (5) 困難を抱える女性が監護すべき児童への学習及び生活に関する支援を実施すること(同法第十二条三項)
- (6) 民生委員等の協力(同法第十四条)
- (7) 困難を抱える女性への支援を実施するための支援調整会議の組織と実施に努めること(同法第十五条)
- (8) 困難を抱える女性への支援に関して市民の理解を深めるための教育および啓発の実施(同法十六条及び同二項)
- (9) 困難な問題を抱える女性への効果的な支援方法等に関する調査研究(同法第十七条)

(10) 困難な問題を抱える女性への支援に従事する人材の確保及び育成
(同法第十八条)

(11) 困難な問題を抱える女性への支援に従事する民間団体への援助及び支弁(同法十九条、同法第二十条二項及び三項)

流山市は、国および千葉県と連携しながら、上記を実施していく必要がある。その際に、流山市が困難を抱える女性たちへの効果的な支援策を検討し、基本計画を策定するために、まず流山市内における女性たちが置かれている困難な現状について広く調査を行い、現状を把握した上で対策を検討する必要があると考え、以下を要望する。

記

- 1 流山市において、女性たちがどのような問題に直面し、困難を抱えているかに関する大規模な社会調査を実施するための予算を流山市2025年度予算において確保し、実施すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援について、流山市民の理解を深め、また受けられる支援について周知するための教育及び啓発のための予算を流山市2025年度予算において確保し、実施すること。

以上

2024年5月27日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一 様